

(資料2)

(平成25・1・28)

現行第65期後期修習及び新第65期集合修習B班
カリキュラムの概要

司法研修所

は し が き

平成23年度7月期（現行第65期）司法修習生を対象とする後期修習のカリキュラムは、1クラス編成で、平成23年度11月期（新第65期）司法修習生のうち、実務修習地が東京、立川、さいたま、横浜、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山以外である者（B班）を対象とする集合修習のカリキュラムは、14クラス編成で、それぞれ、平成24年9月27日に開始され、同年11月16日に終了した。

現行第65期の後期修習及び新第65期B班の集合修習のカリキュラムの概要は、この資料及び別添「平成23年7月期（現行第65期）司法修習生後期修習日程予定表・平成23年11月期（新第65期）司法修習生B班集合修習日程予定表」のとおりである。なお、新第65期A班の集合修習のカリキュラムの概要は、平成25年1月に配属庁会に情報提供済みであるので、併せて御参照いただきたい。

集合修習A班のカリキュラムの説明と重複する部分もあるが、読みやすさの観点から、基本的には割愛せずに説明を加えた。なお、A班で使用したものと同一の修習記録等を用いたときは、その旨を注意的に記載してある。

目 次

第1 民事関係科目

I 民事裁判	
1 講義	1
2 起案	1
3 演習(争点整理)	3
II 民事弁護	
1 講義	6
2 問題研究	6
3 起案	7
4 演習(立証活動)	8
III 民事共通	
1 民事共通演習1から4まで	10
2 民事共通問題研究(和解)	12
3 民事共通講義(契約)	12

第2 刑事関係科目

I 刑事裁判	
1 講義	13
2 起案	13
3 問題研究1及び2	15
II 検 察	
1 講義	17
2 起案	17
3 問題研究(被害者保護)	19
III 刑事弁護	
1 講義	20
2 起案	20
3 問題研究	22
IV 刑事共通	
1 刑事共通演習1及び2	23
2 刑事共通問題研究	24

第3 その他の共通科目等

I 全科目共通	25
II 弁護共通	25

第1 民事関係科目

I 民事裁判

1 講義

(1) 講義1

集合修習の冒頭に、集合修習における民事裁判科目及び民事共通科目の修習内容を説明してその意義を理解させ、今後の学習方法に関する指導を行うことで集合修習への動機付けを行い、また、事実認定に関し、分野別実務修習の成果を理論的・体系的に整理するという観点から、記録形式の資料を用いて、基礎的な考え方に関する講義を行うとともに、当該事案の結論や判断過程等に関する討論を行った。

(2) 民裁問題研究

修習記録を使用した事実認定起案への導入として、修習記録を使用し、判断の基礎となる重要な事実をどのような証拠から認定すべきか、認定した重要な事実を踏まえて結論に至る判断の過程をどのように考えるかについて検討させ、講評を行った。あわせて、当該事案において問題となる、市街化調整区域における開発行為の規制についても説明し、より広い視野に立った事件の検討について、視点を提供した。

(3) 講義2

民事裁判修習の総括を行い、実務家になるに当たっての心構えなどを講義した。

2 起案

(1) 総説

A班と同様、主張整理及び事実認定に加えて法規範への当てはめや法的評価の視点も取り入れ、また、一つの事件を深く考察して事件全体を見通した上で紛争解決の在り方を考えるという観点から、起案1、2のいずれについても1冊の修習記録を与えて起案を実施した。

起案1の講評では、主張整理及び法規範への当てはめの問題を中心に解説した。主張整理については、実体法の基本的な知識、考え方を基に、実務における様々な事件に応用することができる法的思考力をかん養することを主眼とした。また、事実認定及び法規範への当てはめについては、解釈論及び要件論を展開し、争点である事実の認定の可否を検討した上、当該事実を要件に当てはめることを通じて、説得的な論述展開を体感させるとともに、事実認定と法解釈とを総合的に考えさせる指導を行った。

起案2の講評では、債務不履行の基礎的な理解と、事案に応じた法的構成をすることの重要性を意識した解説を行い、また、法科大学院等で修得した実体法の知識等を活用して事案に即した具体的な基準を設定した上で事実関係を整理することやその評価を通じて、事実認定や法解釈に関する基礎的な知識や一般的な技法等を複雑な事例に応用することができるよう実践的な指導を行った。

また、起案1、2のいずれにおいても、現代社会の実相を反映した事案や事項を

取り上げることで、より実践的な観点を意識させることに意を用いた。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

原告(X)が被告2(Y2)の仲介により被告1(Y1)から購入した土地及び建物について、①主位的請求として、条例上の規制により当該土地に建物を再築できないのに、そのような規制はないと信じて購入したからXの意思表示には錯誤がある、または、Yらは同規制の存在を知らずながら告げなかったので詐欺に当たるから意思表示を取り消すとして、不当利得に基づき、支払済みの代金等相当額の返還及び利息の支払を、②予備的請求として、宅地建物取引業者であるYらは、上記規制について説明すべきであったのにこれを怠り、Xに土地価格の減価分の損害を被らせたとして、共同不法行為に基づき、損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

Yらは、Xに対して上記規制について重要事項説明書を基に説明したから、Xは売買契約の際には規制の存在を知って購入したのであるし、Xは上記不動産の環境や間取りなどが気に入り、家族と相当年数居住するために購入したのであって、契約の際に建物を再築する可能性について話が出たことなどないと主張した。

イ 起案事項等

本件訴訟のうちY1に対する請求について、①訴訟物の記載、②請求原因や抗弁等に当たる当事者の主張内容の要約の記載、③請求原因のうち、詐欺取消による不当利得返還請求についての要件事実の整理とその説明、④本件不動産の売買契約に錯誤が認められるかについての結論の記載と結論に至った理由の説明、⑤主位的請求につき、原告の請求の当否に関する結論の記載と結論に至った理由の説明、をそれぞれ求めた。

主張の全体構造を把握する能力をかん養するとともに、不当利得や詐欺の規律を通じて、民法の基本的事項(要件・効果など)に関する正確な理解及びこれに基づく主張整理の在り方に関する理解度を確認した。更に、Xの意思表示に錯誤があったか否かを解答させる設問は、動機の錯誤に関する解釈論や要件論を展開した上、争いのある事実であるY1のXに対する上記規制の説明の有無やXの動機の表示の有無を認定し、当該要件に当てはめることを通じて、事実認定能力、法解釈能力とともに、論理的思考力及び法的分析力を総合的に問うものである。

起案の講評では、特にXの意思表示における錯誤の有無については修習生の間でも意見が大きく分かれる事案であったため、特定の結論を正しいとして教えるのではなく、双方向・多方向の指導方法を取り入れ、修習生に活発に意見を述べさせながら、各自の結論に至る理由やプロセスを考えさせ、また、それをいかに説得的に表現するかを検討させることに重点を置いた。

(3) 起案 2

ア 事案の概要

化学製品の販売等を目的とする株式会社である原告(X)が、イオン交換樹脂の製造・販売等を業とするアメリカ合衆国ニューヨーク州法に基づいて設立された法人である被告(Y)との間で、糖類や医薬原体の製造に用いられる各種イオ

ン交換樹脂（本件製品）の販売についての代理店契約を締結し、長年にわたってYから輸入した本件製品を他社に販売していたところ、Yが、Xに対し、一方的に本件製品の供給を停止する旨通知し、Xからの本件製品の発注に対してその供給を拒否したとして、Xが、Yに対し、債務不履行に基づく損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

Yは、代理店契約の解約は、XがYの競合他社製品を取引先に対して販売するなどYとの信頼関係を裏切る行為をしたことに起因するものであって、解約には「やむを得ない事由」があると主張した。

イ 起案事項等

①請求原因につき、どのような内容の債務不履行をいうものかの結論及びその理由の記載、②本件においてYの主張する「やむを得ない事由」があるといえるかの結論及び理由の記載、③当該事案における和解を検討するに当たって考慮すべき事項の説明、をそれぞれ求めた。

事案にふさわしい法律構成を行うことの重要性を理解させるという観点から、あえて訴状の一部分をブランクとした上、当事者の主張及び記録に表れた事実関係から債務不履行に関する法的構成を考えさせた。この設問は、Xが主張する債務の発生原因及び債務不履行の態様を十分に検討することを通じて、債務不履行に関する基礎的な理解に加えて、事案の解析能力及び法的分析力を問うものである。また、継続的契約の解消に関する「やむを得ない事由」の有無を問う設問は、当事者の主張を正確に理解するとともに、実体法の知識等を活用して事案に即した具体的な判断基準を立て、錯綜する事実関係を整理して上記基準に当てはめることを通じて、法解釈能力のみならず、論理的思考力や事案の整理・分析能力を問うものである。さらに、和解における考慮要素を考えさせることを通じて、本件の紛争解決の内容及び指針を検討させた。

起案の講評は、起案1の講評と同様に、双方向・多方向の指導方法を取り入れるとともに、班別討議を行わせるなどして、修習生に活発に意見を述べさせながら、結論に至る理由やプロセスを考えさせることに重点を置いた指導を行った。特に、本件で取り上げた継続的契約の解消と「やむを得ない事由」の要否は、判断基準が実務上確立されているとは必ずしもいい難い分野であるため、修習生の自由な発想を尊重し、未知の問題点に遭遇した際にどのように議論を展開するかを含めた実践的な紛争解決能力の養成に意を用いた指導を行った。

3 演習（争点整理）

(1) 総説

実践的な争点整理は、訴訟の進行に応じて変動する主張や証拠に即してなされるべきものであり、本演習は、修習生に対してこのような争点整理の動的な部分を体験させるのが趣旨である。本演習では、瑕疵担保責任が問題となる建築訴訟を取り上げた。まず、第1回口頭弁論期日終了後、弁論準備手続期日が指定され、双方から準備書面が提出された時点の記録（第1分冊）を配布して、事情も含めた事実や法的に不明確な主張を検討させ、争いのある事実を抽出するとともに、法的に構成

し得ない主張や要件事実が不足する主張などを整理し、更にその時点の証拠から得られる暫定的な心証をも手がかりにして、今後の争点整理の方向性や立証の見通しを考えさせた。これらの点についての講評後、更に、第2回弁論準備手続期日が終了した段階の記録(第2分冊)を配布し、その段階での争点を検討させるとともに、提出されている主張と証拠の状況を踏まえ、専門委員の活用や現地進行協議期日の活用をも視野に入れてその後の進行を検討させた。また、和解を勧奨するとした場合の考慮要素等を問い、当該訴訟の背景事情等も踏まえた解決の方向性や内容を検討させることで、事案に応じた適切な紛争解決能力をかん養することも目的としたものである。

(2) 事案の概要

原告(X)が、被告(Y)に対し、Yから発注を受けたY宅のリフォーム工事及び耐震補強工事を完成させたとして、請負契約に基づき報酬の支払を請求した事案である。

Yは、Xには基礎の耐震補強工事も依頼していたとして請負契約の内容を否認するとともに、Xの施工した工事には不具合・未施工があるから仕事は完成していないとしてこれを否認した。また、抗弁として、①瑕疵があるから請負契約を解除する、②瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権と請求債権とを相殺する、と主張した。

このように、本件は、建築をめぐる訴訟であり、専門的知見を要する訴訟類型であることから、請負契約や瑕疵担保責任に関する正確な理解とともに、木造建築の構造や工法に関する一定程度の理解を要するものであり、争点整理を進めるにあたっては、専門的知見の利用も視野に入れて考えることが必要な内容となっている(ただし、必要な情報の多くは記録中に記載されている。)

(3) 演習内容等

演習内容は、訴訟の進行に応じて2段階に分かれる。まず、第1段階は、修習記録の第1分冊に基づいて、①本件訴訟の訴訟物を検討する、②請求原因を整理して、そのうち請負契約の内容に関して争いがあるのか否かを確定するとともに立証の見通しを検討し、仕事の完成の意味を考察することを通じて、同事実に争いがあるのか否かを確定する、③解除の主張が民法の要件を満たしているのかを検討し、本件訴訟において解除を主張することの意味を撤回の当否を含めて検討する、④相殺の抗弁について、Yの主張する瑕疵の内容を確定し、そのうち争いのある事実を抽出するとともに、立証の見通し等を検討するというものである。次に、第2段階は、修習記録の第2分冊をも検討した上で、①これらの争点整理を経た結果、第2回弁論準備手続期日終了時点での争点は何かを確定する、②こうした争点整理の状況を踏まえ、専門的知見の利用等をも含めて今後の訴訟の進行について検討する、③本件訴訟について和解を勧奨するとした場合に考慮すべき要素について検討するというものである。

演習の講評は、要件事実や訴訟手続の細かい知識を解説するのではなく、これらの検討過程を通じて、修習生が争点整理のダイナミズムを感じ、理解することができるように、主張や立証の状況によって争点がどのように変化するかという争点整理のプロセスに重点を置いた指導を行い、また、争点整理に対する実務的な考え方

や視点も織り交ぜながら実践的な指導を行った。このように、本カリキュラムは、実務家としての基礎的かつ実践的な思考力、状況に応じた問題解決能力の培養を目的とするものであり、法曹としての実際の活動との架橋を意識したものである。

Ⅱ 民事弁護

Ⅰ 講義

(1) 講義 1 (民事保全・民事執行)

ア 民事保全手続の概略 (ビデオ教材視聴)

具体的な民事保全事件を映像化したビデオ教材を視聴させることにより、民事保全手続の具体的なイメージを持たせた。

ビデオ教材は、ある織物屋が卸問屋に反物を納入したところ、卸問屋が手形不渡りを出したため、織物屋が留保していた所有権に基づく動産引渡請求権を被保全権利として、納入した反物の占有移転禁止の仮処分を申し立て、執行官保管に至るまでの手続の流れを映像化したものである。

イ 両手続の概略的説明及び事例に基づく研究解説等

民事保全・民事執行はいずれも極めて実践的な分野であり、その手続の習熟及びスキルアップは実務家として必要不可欠である。そこで、両手続を概説し、実務上よく見受けられる事例を用いて研究させた。なお、民事事件において、保全、本案、執行は一連の手続の流れに位置づけられるものであるから、事例はいずれも民事保全及び民事執行を有機的に結びつけた設定とした。両手続を同一のカリキュラムにおいて一体的・統一的に教えることで、学修の効果を上げることを狙いとしたものである。

設問の内容は、①仮差押えの事案における事前調査方法、目的物の選択及び執行方法、保全異議、債権執行の方法並びに強制執行停止に関する実務的対応等、②建物無断転貸のケースにつき建物の明渡しを求める場合の保全手段において選択すべき保全命令及びその執行方法等、③所有者に無断で土地の所有権移転登記がなされていた事案において選択すべき保全命令及びその執行方法並びに起訴命令の申立て等の債務者側の対抗手段等を問うものである。

(2) 講義 2 (弁護士の職責と倫理)

法律実務家としての活動開始を目前にした修習生に、社会から負託された弁護士の職責、使命を再確認させ、弁護士活動における職務上の倫理の重要性を理解させることを目的とし、教官から実務法曹としての心構えについて指導した。なお、職責・倫理問題にアプローチする基本的な視座は、法曹を志す者全体に共通するものという意識を持たせるよう留意した。

2 問題研究

問題研究 (準備書面)

(1) 実施内容

起案 1, 2 の実施に先立ち、事案の法的な分析、事実や証拠の把握、分析に関する能力の培養を図るとともに、法律文書の作成に関する一般的な留意事項、訴訟手続における最終準備書面の果たす役割等についての理解を深め、さらに、説得的な法律文書を作成するために必要な技法と思考方法を体得させることを目的として、修習記録を用いた最終準備書面起案を題材に問題研究、解説を行った。

(2) 事案の概要

原告が、被告に対して、所有権に基づき動産（花瓶）の引渡しを求め提訴し、被告（ただし提訴後被告は死亡し、相続人が承継）が、本件動産の承継取得及び即時取得を主張して争った事案である。

(3) 研究事項等

上記事案において、被告の立場から準備書面を起案させた。原告から被告に転々流通するまでに介在した関係者の処分権の有無及び被告による即時取得の成否といった争点につき、これらを推認させる事情などを修習記録からの確に抽出し、被告の主張を説得的に論証することを求めた。これらを修習生に検討させた上、解説等を行った。

3 起案

(1) 起案 1

ア 事案の概要

依頼者（建設会社）は、Y1との間で建物建築請負契約を締結し、代金支払のために受け取った手形が決済されたときに建物所有権をY1に移転させる旨合意した上、材料を自ら調達して建物を完成させた。依頼者は、Y1の請負代金の資金繰りのため、本件建物につきY1名義で保存登記し、銀行の抵当権を設定することを承諾した。ところが、Y1は手形の決済をできず、他方、本件建物は、Y1名義で保存登記されたのち、Y2に移転登記され、さらに第三者の抵当権が設定された。そこで、依頼者が未払の請負代金の支払等を求めて、弁護士に相談したという事案である。

イ 起案事項等

(ア) 事案分析報告書

上記事案につき、依頼者から提訴を依頼された弁護士という立場で、民事訴訟を提起する場合の法律構成や見通し等について分析した報告書を起案させた。分析事項は、本件請求をするに当たって考えられる法律構成及び適切と考えられる法律構成の選択とその理由、事実認定上の争点、同争点に関する立証の見通し、並びに必要な立証活動等である。当該事案の事実関係と要件事実を念頭においた法律構成を意識しながら、確認すべき事実や証拠の過不足をチェックし、追加の事情聴取や調査・証拠収集を行い、依頼者のニーズと事案の解決に適した具体的な紛争解決手段の選択・分析を行うことは多様な分野で活動する弁護士に必要とされる基本的なスキルである。具体的事案を通して、上記スキルをかん養することを目的としたものである。

(イ) 訴状

上記事案の法的分析を踏まえて、訴状を起案させた。弁護士は、依頼者からの事情聴取、調査・証拠収集活動及び法的分析を経て、適切な法的紛争解決手段を選択し、依頼者の権利実現を図ることが求められる。本起案では、提訴を選択した場合を題材に、提訴に当たり検討すべき事項、訴状に記載すべき事項及び提出すべき証拠の取捨選択の視点、権利実現に向けた戦略等について、理

解が深まるよう指導した。

(2) 起案 2

ア 事案の概要

被告（家具店）は、原告所有建物（本件建物）の一室を賃借して家具店を営むため、原告との間で本件建物の賃貸借契約を締結し、営業を開始した。ところが、その後、原告は、被告に対し、本件賃貸借契約の終了に基づく建物明渡しを求めて訴えを提起した。原告は、主位的には、本件契約は一時使用賃貸借契約であるとして中途解約による契約終了を主張し、予備的に、普通賃貸借契約であるとしても、更新拒絶の通知をなし、これには正当事由があるという主張をしている。

イ 起案事項等

ア（最終）準備書面

具体的事案を通して、法的問題の解決に必要な技法や思考方法、説得的な法律文書の作成方法といった法律家に共通して必要となるスキルを体得させることを目的として、被告最終準備書面を題材とする起案をさせた。

被告代理人として、論点を把握し、規範を定立した上、適切な間接事実を抽出し、証拠に基づく説得的な論証をすることが出来ているかを検証した。

イ 小問

上記事案を用い、和解及び弁護士倫理に関する小問も出題した。和解の小問においては、審理の過程において、原告側から提示された和解案につき必要な条項の一部を穴埋めさせるとともに、同和解案を被告側から検討した場合に修正すべき条項等を検討させ、もって和解交渉及び条項検討に際しての思考方法や視点を修得させることを狙いとした。弁護士倫理については、具体的な場面設定に基づき証人汚染、依頼者との金銭貸借、自力救済といった弁護士倫理上の問題点を研究させることで、実務上陥りやすい問題点等を意識させた。

4 演習（立証活動）

(1) 総説

弁護士の活動において、訴訟の内外を問わず、事案の正確な把握と調査・証拠収集活動が極めて重要であることは論をまたない。事前の調査・証拠収集活動を迅速かつ適切に行うことが、事案にふさわしい紛争解決手段の選択につながり、また、提訴事案においても訴訟の帰すうを決することになる。他方、弁護士の調査・証拠収集活動には様々な制約や限界、費用の問題もある中で、いかに迅速かつ的確に調査をし、証拠収集を行うかは、ひとえに個々の弁護士の創意工夫とイメージーション、熱意に裏打ちされた不断の努力に依拠している。

演習では、このように、民事弁護実務において極めて重要な立証活動について、総論として、裁判外及び裁判上の証拠収集活動の方法・手続を確認した上で、各論として、具体的な事例を題材に、弁護士が依頼者から相談を受け、事案を把握し、対応を検討するに際し、いかなる調査・証拠収集活動を行うのか、収集した内容をどのように証拠化していくのかといった点や、訴訟提起後の証拠申出方法について、双方向の演習を通じて、修習生に修得させることを目的として指導を行った。

(2) 事案の概要

一棟マンションの所有者兼賃貸人であるXは、当該マンションの居室の賃借人であるYが、居住用と定める契約上の使用目的に反して、同居室を事務所として使用していることを知った。Xから依頼を受けたA弁護士がYに対し事務所使用を止めよう内容証明郵便を送付したところ、Yの依頼を受けたB弁護士から反論の内容証明郵便が送付された。

当該居室は、その後、Y不在中の出火により、ほぼ全焼した。出火原因について、XはYが当該居室の室内を改造して取り付けした照明設備が原因と主張しており、他方、Yは賃借する以前から当該居室に備え付けられていた空調機が原因と主張している。

(3) 実施内容

事案の概要（出火の前と後のA B両弁護士による事情聴取の形式によるもの）、賃貸借契約書及び図面等を資料として事前配布し、当該事例に関して、当該居室の事務所使用につき賃貸人Xの承諾があったという事実を立証するためにB弁護士が行うべき証拠収集活動や、相手方Yに対して損害賠償請求をするためにA弁護士が行うべき立証活動等についてあらかじめ検討させた上、演習実施日に討論及び解説を行った。

Ⅲ 民事共通

1 民事共通演習1から4まで

(1) 総説

ア 趣旨

裁判官、原告代理人又は被告代理人の各役割を修習生自身に模擬的に行わせ、証人役からの事情聴取、法律構成の再構築及び立証方針の策定等を経て、争点及び証拠を整理した上で人証の集中的な証拠調べを行うという訴訟運営を実施させることによって、一つの事件について、事情聴取から判決に至るプロセスを実践的に理解させ、法曹として必要な事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、説得的な表現能力等を総合的に向上させることを目標とした。

この演習では、修習生に対し、あえて法律構成や立証が不十分な主張書面、言い分及び各当事者の手持ち書証を与えることにより、生の言い分から動的に法律構成を組み立てさせ、主体的に事案を解決するプロセスを経験させることにより、実務的な対応を修得させることを狙いとしている。

イ 事案の概要

被告は、自ら経営するカラオケボックス店で使用する会員カードの製作を、印刷会社である原告に依頼することとし、原告は、20店舗分の会員カード計8万枚の表面を印刷の上、新規出店の都度4000枚ずつ裏面に必要な店舗情報を印刷し納品していた。被告は、3店舗分の計12000枚を受領し、これに相当する代金は支払ったものの、事業計画が頓挫し、残りのカードの受領を拒んだため、原告が表面印刷済の残カード全部の引取り及び代金等の支払を求めた事案である。

(2) 民事共通演習1（口頭弁論）

ア 課題及び実演等

修習生全員に裁判官、原告代理人、被告代理人、各証人の役割を与え、演習1に先立つ演習1準備において、各グループに法律構成等を検討させ、かつ、各代理人チームには証人役からの事情聴取を体験させ、あらかじめ各グループに合議の結果に基づく検討メモを作成、提出させた。その上で、裁判官役、原告代理人役又は被告代理人役それぞれ全員による大合議又は作戦会議での検討を経た上、第1回口頭弁論期日において、担当グループがロール・プレイングにより、訴訟物、主要な争点及び立証方針の確認等を行った。

イ 講評

民事裁判教官からは、訴状・答弁書の審査等、第1回口頭弁論期日前の準備について、民事弁護教官からは、事情聴取等の訴訟活動に向けての準備活動について、問題点を指摘するなどの講評を行った。

(3) 民事共通演習2（弁論準備手続期日）

ア 趣旨

演習2に先立ち、代理人役の担当グループに、第1回口頭弁論期日の結果を踏まえた準備書面を作成させ、併せて手持ち書証の中から追加提出すべきものを選択の上提出させた。演習2では、弁論準備手続期日において、担当グループがロ

ール・プレイングによる主張及び証拠の整理を行い、主要事実レベルでの争点を確定するとともに、更に重要な間接事実レベルでの争点についても議論し、また、書証の認否、人証の採否及び人証調べに関する協議等を行った。

イ 講評

民事裁判教官からは、争点整理全般について講評を行い、民事弁護教官からは、主に次に予定する尋問についての総論的な講義を行った。

(4) 民事共通演習3（交互尋問）

ア 趣旨

演習2に引き続き、証人尋問を実施し、代理人としての立証活動及び尋問の事前準備についての理解を深めさせるとともに、尋問技術の修得を図ることを目指した。併せて、裁判官役の修習生には訴訟指揮を行わせ、交互尋問の進め方、補充尋問、異議の処理、事実認定に関する心証形成の在り方等についても体得させることによって、適切な尋問期日の進行（訴訟運営）や事実認定の在り方について研究させた。

イ 事前準備等

代理人役の担当グループに、各証人の陳述書、証拠申出書に記載する尋問事項を記載した尋問事項書及び尋問で明らかにするべき事項のポイントをまとめた尋問ポイントメモをそれぞれ事前提出させた。

ウ 交互尋問等

弁論準備手続の結果陳述を冒頭に行った上、各証人の尋問を実施した。

エ 講評等

修習生自身に尋問や訴訟指揮を模擬的に体験させることによって、尋問技術や訴訟指揮について、実際に行うことの難しさを経験させるとともに、尋問に至るまでの事情聴取や主張立証の組立ての重要性を確認させた。また、証人役の修習生からも、実際に尋問を受けた感想を発表させることによって、尋問する側からは気付きにくい視点を提供した。

(ア) 外部講師（裁判所職員総合研修所教官）による講評

尋問を傍聴した裁判所職員総合研修所教官から、裁判所書記官の観点での尋問の問題点等を指摘してもらうなどして、多面的かつ実践的な指導を行った。

(イ) 教官による講評

民事裁判教官及び民事弁護教官から、各場面での尋問の在り方や、あるべき訴訟指揮について指導を行った。

(ウ) 事実認定討論

尋問を踏まえて、事実認定についてグループ討論を行わせ、裁判官役の各チームからは理由付きの判決メモを、代理人役の各チームからも簡易なメモを、それぞれ作成・提出させた。

(5) 民事共通演習4（判決）

ア 判決

従前の尋問結果を踏まえて、全裁判官チームによる判決言渡しを行った。

イ 教官による講評

民事裁判教官からは主に事実認定と心証形成の在り方などについて、民事弁護教官からは準備書面、陳述書及び尋問などについて総評的な講評を行った。

2 民事共通問題研究（和解）

実務では、訴訟上・訴訟外の和解により紛争が解決する件数が多い。そこで、民共演習と同一の記録を用いて、全修習生に裁判官、原告代理人及び被告代理人の各役割を割り振り、訴訟上の和解を題材に、和解交渉から和解成立（または不成立）に至るプロセスをロール・プレイングとして体験させた。演習後は、民事裁判教官及び民事弁護教官から、それぞれ、和解交渉に臨むに当たっての視点やポイントを講評した。

併せて、実務においても比較的多いと思われる2事例（事例1・金銭の分割払いを受ける事案、事例2・建物の明渡しを受ける事案）に係る参考和解条項案を配布して、和解条項一般について民事弁護教官が講義を行い、和解条項作成時の思考方法や配慮を要する事項等についてその理解を深めさせた。

3 民事共通講義（契約）

弁護士の業務は、法廷活動に限られるものではなく、その極めて基本的かつ重要なものとして、契約書の作成、修正及び契約締結交渉に係る業務がある。契約書作成に当たっては、最終的には訴訟手続上の証拠として提出され得ることも想定しながら、紛争を未然に予防し、依頼者の利益を擁護することが重要である。

本講義では、まず、修習生に、依頼者から検討を依頼された契約書案と法律相談の概要を配布し、契約書案に含まれる問題点の検討、修正案の作成、依頼者から聴取すべき点の検討、相手方の反応を想定した交渉戦略の検討をあらかじめ行わせた。その上で、契約実務の基本的な知識と考え方を教授することにより契約書のリーガルチェックにおいて考慮すべき事項や考え方を、できる限り実践的に体得させることに意を用いた。

第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 講義

(1) 講義1

ア 集合修習のガイダンス

集合修習の冒頭に、刑事裁判科目及び刑事共通科目として実施する修習内容を具体的に説明し、集合修習において学ぶべき事柄やその意義を理解させて、動機付けを行うとともに、今後の学習方法に関する指導を行った。

イ 小テスト

分野別実務修習を経た修習生が、刑事訴訟手続に関する基本的な理解を有しているかどうかを確認することを目的とした小テストを実施した上、解説を加えた。

出題内容は、勾留通知先、尋問順序、被害者の意見陳述、公訴提起後の記録の閲覧謄写というような刑事訴訟手続上の基本的な問題点であり、出題形式は、これらについての制度趣旨や法的な意味合いを簡潔に答えさせるものとした。

ウ 事実認定

事実認定の手法やその留意点として、住居侵入、現住建造物等放火被告事件を内容とする「平成21年版刑事第一審公判手続の概要（参考記録）」を用いるなど、具体的な事例に則して、争点を的確に把握することの意義、直接証拠と間接証拠の意義、間接事実による要証事実の推認方法、供述証拠に関する標準的かつ汎用的な信用性判断の手法、総合判断の手法やその重要性等について説明した。

(2) 講義2

最終講義として、集合修習における刑事裁判科目のまとめをしたほか、法曹となるに当たり必要な心構え等について、教官から、その経験等に基づいて説明した。

2 起案

(1) 総説

刑事裁判科目の起案は、基本的には、修習記録に基づいて特定の争点について事実認定を行うことを中心とし、併せて刑事訴訟手続等に関する法律問題（以下「法律問」という。）について解答を求めるものである。

修習記録は、実在した事件の中から修習に適したものを選別し、これを素材に適宜改変を施して作成されたものである。事実認定においては、証拠を検討して争点の判断にとって意味のある事実を指摘し、争点となった事実の存否について判断した過程を論理的に説明することを求めている。また、法律問は、日常的に行われている刑事訴訟の諸手続について、その根拠や法的な意味合いを理解させ、そのことを実務上の様々な場面で応用することができるように、出題内容を吟味している。

いずれも、判決書の形式等の枠にとらわれない、新司法修習における指導理念に対応し、法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた

出題となっている。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

被告人が、歩道上において、被害者を押し倒すなどして金品を強取しようとしたが、通行人に発見されたため逃走し、その目的を遂げず、その際、被害者を負傷させたとして起訴された強盗致傷の事案である。

被告人は、身に覚えがないとして、公訴事実を否認している。

イ 起案事項

(ア) 事実認定に関する起案

被告人と犯人との同一性という争点について、各自の結論を示させるとともに、結論に至る判断過程を証拠に基づいて説明するように求めた。供述の信用性については、被害者及び被告人の各供述に限って、その検討過程を記載させた。

(イ) 法律問に関する起案

刑事訴訟法の基本的事項や、実務修習で日常的に起こる通常の刑事訴訟手続に関する事項について、その根拠や法的な意味合いの理解を再確認するため、接見等禁止の裁判に対する不服申立てと一部解除、被害者特定事項の秘匿、刑の執行猶予の可否、公判前整理手続の終結・証拠調べに関する問題を出題した。

ウ 講評

講評に際しては、特に、争点である要証事実（被告人と犯人との同一性）の証明が合理的な疑いを超えてなされているかどうかについて、結論を左右する重要な事実は何かを踏まえて、証拠から間接事実を的確に認定した上、その位置付けや争点である要証事実を推認させる力の程度等に留意しながら、総合的に判断することが必要であることを理解させるように努めた。

(3) 起案 2

ア 事案の概要

被告人が、実行犯数名が共謀の上、殺人未遂及び逮捕監禁の各犯行に及んだ際、その情を知りながら、実行犯数名を自動車に乗せて犯行現場まで送り届けて各犯行を幫助したとして起訴された殺人未遂幫助、逮捕監禁幫助の事案である。

被告人は、実行犯数名を自動車に乗せて犯行現場まで送り届けたとの事実については認めるものの、実行犯が各犯行に及ぶつもりであったことは知らなかったとして、幫助の故意を争っている。

イ 起案事項

(ア) 事実認定に関する起案

殺人未遂幫助及び逮捕監禁幫助の成否につき、各自の結論を示させるとともに、その結論に至る判断過程を具体的に説明するように求めた。供述の信用性については、実行犯の各犯行を幫助したとして起訴され、有罪の確定判決を受けた証人 1 名及び被告人の各供述に限って、その検討過程を記載させた。

(イ) 法律問に関する起案

起案 1 と同様の目的から、推測事項の証言、捜索差押許可状の記載事項、勾

留の判断資料、自白の補強証拠、裁判員裁判における証拠調べ等に関する問題を出題した。

ウ 講評

起案1と同様の方法で実施した。

幫助の故意に関する事実認定においては、その法律概念の意義、趣旨等を意識して間接事実を指摘する必要があること、本件に即して、積極方向及び消極方向の各間接事実が幫助の故意の存否についての判断に及ぼす影響力の程度を検討した上、これらを総合考慮して適切な判断をする必要があること、共犯者的な立場の証人の供述の信用性判断に当たっての留意点について、十分に説明した。

3 問題研究1及び2

(1) 指導目標

裁判員裁判が平成21年5月に実施され、争点中心の分かりやすい公判審理を実現することが実務で現実に求められるようになり、その成否の鍵となる公判前整理手続的確な運用が極めて重要なものとなってきている。そこで、問題研究1では、将来における裁判員裁判の中核を担う修習生に対し、証拠開示制度に関して、具体的事例に基づく問題を提起し、同制度の基本的な理解のほか、実務上重要な問題点について研究させることを目標とした。

また、間接事実による事実認定においては、科学的証拠が重要な位置を占めており、適切な事実認定をするためには、科学的証拠を理解する上で必要となる基本的視点を有していることのほか、科学的証拠により導き出される事実が争点判断に対し持つ意味を解明することが重要である。そこで、問題研究2では、修習生に対し、具体的事例に基づいて問題を提起し、科学的証拠を理解する上で持つべき基本的視点を修得させるとともに、争点に対して科学的証拠が持つ意味を研究させることを目標とした。

(2) 実施内容

問題研究1は、有印私文書偽造、同行使、偽造有印公文書行使、詐欺未遂の事例を取り上げ、資料として、起訴状及び検察官請求証拠からなる刑事争点整理教材(本冊)、検察官の証明予定事実記載書、証拠等関係カード(検察官請求分)を配布し、研究を行った。

具体的には、弁護人が類型証拠として、どのような証拠の開示を求めるかについて、グループ別討論を実施した上で、クラス全体による討論を行った。また、修習生が証拠開示制度の基本的在り方を理解し、実務上の重要な問題についての現状やあるべき方向性などについても深い研究を行えるように、全体討論の際には検察教官及び刑事弁護教官の参加を得て、当事者的立場を踏まえた多角的視点からの助言も行うなどした。また、本年から、問題研究1で用いる資料と刑事共通演習1及び2で用いる教材を共通にして、これらのカリキュラムを連動して実施することにより、修習生が証拠開示及び争点整理の関連性を理解しやすいようにした。

問題研究2は、いずれも犯人性が争われている住居侵入、窃盗の事例と傷害の事例を取り上げ、DNA型鑑定を含む証拠により明らかにされた事実の概要に関する

資料を配布し、研究を行った。

具体的には、各事例で問題となる間接事実、それが要証事実を推認させる理由について問題を提起し、グループ別討論を実施した上で、クラス全体による討論を行った。研究討論の際には、上記指導目標を意識し、科学的証拠により導かれた事実と要証事実との結び付きについて検討することの重要性について、修習生が理解できるように配慮した。また、その冒頭において、DNA型鑑定を題材として、科学的証拠が問題となる事実認定に関する注意点などについて、説明を加えた。

Ⅱ 検察

1 講義

(1) 講義 1 (2コマ連続)

ア 集合修習のガイダンス等

集合修習の冒頭に、集合修習における検察科目のカリキュラムの概要及び修得目標を説明した。

イ 総括的復習等

これまで行ってきた分野別実務修習等の総まとめとして、検察官が捜査結果に基づいて当該事件の終局処分を決定する際の検討事項や思考過程に関する総括的な復習を行い、その中で、①証拠による事実認定の意義、②間接事実を用いた事実認定の手法、③特に客観的証拠を重視した犯人性推認の考え方、④犯人目撃識別供述、共犯者供述及び被疑者供述等の供述証拠の信用性判断の方法、⑤訴因構成の考え方、⑥個々の犯罪構成要件の意義を正確に把握して、これに該当し得る具体的な事実関係を証拠によって認定した上、その法的評価(要件該当性)を的確に検討するなどの犯罪の成否に関する検討の手法等について、改めて説明した。

さらに、こうした検討結果を正しく文章で表現するとの観点から、起訴状の公訴事実等の法的文章につき修習生が陥りがちな用語の誤解、誤用などに言及しつつ、改めて指導した。

(2) 講義 2

司法研修所における検察科目の最終講義として、集合修習における検察科目の総まとめを行い、さらに、法曹となるに当たっての心構え等について講義を行った。

2 起案

(1) 検察起案の概要

検察科目の起案は、修習記録に基づいて検察官として適切と考える終局処分の内容を決定させて、起訴状あるいは不起訴裁定書を起案させた上、その思考過程について論述させるものである。犯人性及び犯罪の成否等の両方を論述させるもの、あるいは、主問として、その終局処分に至る思考過程のうち犯人性に係る部分又は犯罪の成否等に係る部分のいずれかについて論述させ、さらに、小問として、①主問で問わなかった犯人性又は犯罪の成否等のいずれかに関する問題、②刑事手続に関する問題について解答を求めるものである。

いずれも、新司法修習における指導理念に対応し、法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた出題であり、刑事手続に関する小問についても、単に法的知識を問うだけでなく、修習記録中に現れた具体的な事実関係を正確に把握しなければ適切な結論に達し得ない問題を出題するように配慮した。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

本事件は、被疑者兩名が、伝言ダイヤルで知り合った被害者の自宅に赴き、被害者に睡眠薬入り飲料を飲ませて昏酔させ、被害者所有の現金及びキャッシュカード等を窃取した上、前記キャッシュカードを使用してATM機から現金を引き

出して窃取したという事案である。

イ 起案事項等

㊦ 主問

修習記録を検討し、検察官として適切と考える終局処分の起案をさせるとともに、その終局処分の決定に至る思考過程として犯罪の成否等についての論述を求めた。

犯罪の成否の検討に係る部分については、構成要件該当性（客観面・主観面・共犯性）に関し、証拠に即した具体的事実認定及びその法的評価について論述させた。

㊧ 小問

上記記録を用い、刑事手続に関する問題として、検察官が勾留延長を相当と判断した理由について論述させた上で、勾留延長が5日間のみ認められたものの、検察官が5日間では所要の捜査を遂げることが著しく困難な場合に検察官として採り得る措置について検討させた。

ウ 講評

起案実施日の約2週間後に、評価等を終えた起案を修習生に返却して起案内容を確認させ、記憶を鮮明にさせながら、修習生の理解が不十分であった部分を入念に解説し、各修習生の理解を深めることに努めた。

刑事手続に関する小問では、刑事訴訟法208条の解釈及び実務上の取扱いを説明した。

(3) 起案2

ア 事案の概要

本事件は、借金返済に窮した被疑者が、被害者の留守中に被害者方に侵入して金品を持ち去ろうと考えて被害者方敷地内に立ち入ったところ、たまたま被害者が帰宅したことから、被害者の口を手でふさぎ、背中を手で突き飛ばすなどしてその場に転倒させ、加療約2か月間の傷害を負わせたという事案である。

イ 起案事項等

㊦ 主問

修習記録を検討し、検察官として適切と考えられる終局処分の起案をさせるとともに、その終局処分の決定に至る思考過程として犯人性及び犯罪の成否等の両方についての論述を求めた。

犯人性の検討に係る部分については、①犯人性を推認させる間接事実、②その間接事実が犯人性を推認させる理由やその推認力の程度、③間接事実の認定根拠である証拠の検討、④被疑者供述の評価について、それぞれ論述を求めた。犯罪の成否の検討に係る部分については、構成要件該当性（客観面・主観面）に関し、証拠に即した具体的事実認定及びその法的評価について論述させた。

㊧ 小問

上記記録を用い、刑事手続に関する問題として、被害者立会の実況見分調書につき、立会人の説明部分の証拠能力について論述を求めた。

ウ 講評

起案1と同様、起案実施日の約2週間後に評価等を終えた起案を修習生に返却し、修習生の理解が不十分であった部分を入念に解説し、各修習生の理解を深めることに努めた。

本事件では、犯人性を推認させる間接事実のうち証拠物等の客観的証拠に基づいて構成される間接事実の重要性、証拠とそれによって立証し得る事実との関係について説明した。また、犯罪の成否につき、被疑者は、金品奪取に向けた言動を何ら行っていないこと、被害者がその場に落としたバッグを拾うことなく立ち去っていることなどから、財物奪取に向けられた暴行を振るったとは評価できないことを解説した。また、本件では、窃盗の実行に着手したとも認められないことから、終局処分としては送致罪名である強盗傷人ではなく、傷害として処理すべき事案であることを説明した。

また、小問の解説を通じて、刑事訴訟法321条3項及び判例の正確な理解が重要であることを指摘した。

3 問題研究（被害者保護）

修習生に対し、被害者保護に関する問題に直面した場合に自ら調査し、解決策を考えることができるようにするための手掛かりを与えることを目標とした。

具体的には、深夜、帰宅途中の女性が駐車場に連れ込まれて強制わいせつの被害に遭った事例を事前に修習生に呈示し、事件送致を受けた検察官が捜査を行う上で被害者に配慮すべき事項、公判請求後の被害者の証人尋問に当たり配慮すべき事項等についての設問を通じて、関係する法条を確認しながら、具体的事例に即して解説した。

なお、本問題研究では、刑事裁判教官及び刑事弁護教官の参加を得て、修習生の理解をより深めさせることとした。

Ⅲ 刑事弁護

1 講義

(1) 講義 1

ア 集合修習のガイダンス

集合修習の冒頭に、刑事弁護科目の各カリキュラムが刑事弁護活動のどの場面に
対応しているかを示しながら、カリキュラムの概要及び全体像について説明を
行った。また、起案に当たっての注意事項などを説明した。

イ 総括的復習

分野別実務修習中に行った出張講義の内容について記憶を喚起させた上で、集
合修習開始に先立って配布済みの自習用課題を題材にして、検察官の主張と立証
構造の把握、弁護人による弾劾方法等について講義を行い、公判における弁護活
動の基本的手法を確認した。

(2) 講義 2

最終講義として、集合修習における刑事弁護科目のまとめや実務家になるに当た
っての心構えなどについて講義を行った。

また、カリキュラムにおいて独立して扱えなかった一審判決後の注意点、控訴審
での弁護活動について、強盗罪の共同正犯として第一審で実刑判決を受けた被告人
が控訴した事案を題材に講義を行った。

2 起案

(1) 総説

2回の起案を実施し、講評を行った。

使用した修習記録は、実在した無罪事件や、いわゆる認定落ち事件の中から修習
に適したものを選別して作成したものである。

いずれの起案の課題も、修習記録に基づいて、主要な論点について弁論要旨に記
載すべき内容を起案させる主問と、当該事案における主たる争点・証拠構造、刑事
訴訟手続上の基本的な事項等を論述させる小問とで構成されており、新司法修習に
おける指導理念に対応し、法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させるこ
とに重点を置いた出題となっている。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

本事案は、酒に酔った被告人及び共犯者が、路上で口論となった被害者に対し、
共謀の上で殴る蹴るの暴行を加え、その後、被害者から金品を強取しようと企て、
共謀の上、引き続き、暴行を加えてその反抗を抑圧した上、被害者から札入れを
強取し、こうした一連の暴行により被害者に加療約5週間を要する傷害を負わせ
たが、この傷害は被告人兩名に強盗の犯意を生じた前後いずれの暴行によるもの
か明らかでないとして、傷害及び強盗の罪で公訴提起されたものである。被告人
は、共犯者と強盗の共謀をしたことはなく、札入れを強奪したこともない旨述べ
ている。

イ 起案事項

ア 主問

被告人が被害者から札入れを奪取したか否かという争点に関し、「被告人から被害者の札入れを渡された」という共犯者の証言の信用性を弾劾するために弁論要旨に記載すべき内容を起案させた。

イ 小問

- ① 上記争点に関する被告人の捜査段階の自白には信用性がないことについて、弁論要旨に記載すべき内容を簡条書きにより記載させた。
- ② 被告人と共犯者との間における強盗の共謀の存否に関する争点について、共謀の存在を基礎づけるものとして、検察官が主張する間接事実及び間接証拠を簡条書きにより記載させた。
- ③ 弁護人によって任意性が争われた被告人の捜査段階の供述調書が取り調べられるに至った経過について、公判における時系列に沿って説明させた。

ウ 講評

解説に当たっては、設問にとらわれることなく、まず事案全体を分析し、争点を把握させた。本件では、被告人による被害者の札入れの奪取の有無、被告人と共犯者との札入れの奪取に関する共謀の有無が主な争点となることから、これらの争点について検察官の主張・立証構造を解明し、主要な証拠である被害者供述及び共犯者供述の信用性の弾劾について解説した。また、被告人の捜査段階における不利益供述の任意性・信用性を否定する手法等についても説明を行った。

(3) 起案 2

ア 事案の概要

本事案は、被告人が、原動付自転車を運転しながら、自転車で通行中の被害者が自転車前かごに入れていたハンドバッグを奪い取ろうとし、被害者を約30メートルにわたって引きずり転倒させるなどしたとして、反抗を抑圧して強取しようとしたが、奪取に至らなかったという強盗未遂の罪で公訴提起されたものであり、被告人は、アリバイを主張し、身に覚えがないとしている（修習記録上は、これとは別に、道路交通法違反の自白事件も併合されている。）。

イ 起案事項

ア 主問

本事案では被告人と犯人との同一性が争点であり、被害者の犯人識別供述を含む供述の信用性を弾劾するために弁論要旨に記載すべき内容を起案させた。

イ 小問

- ① 本件の公訴事実のうち主たる争点及びその争点に関する検察官の主張を支える直接証拠について記載させた。
- ② 被告人が主張するアリバイの内容及び当該アリバイ主張を支える重要な証拠について、その理由とともに論述させた。

ウ 講評

起案1と同様に、設問に即した解答のみを解説するのではなく、事案全体を分析して、主な争点が被告人と犯人との同一性であることを把握させた上で、当該

争点に関する検察官の主張・立証構造を解説した。そして、検察官の主張を支える被害者及び目撃者の供述の信用性の弾劾並びに被告人のアリバイ主張について解説を行った。

3 問題研究

(1) 問題研究 1

ア 総説

起訴前弁護に関する事例（事例 1）と保釈に関する事例（事例 2）を事前に修習生に提示し、研究課題について事前に検討させた。講評においては、刑事裁判教官及び検察教官の参加を得て、実務上の運用等について、幅広い視点から解説を行った。

イ 事例 1

当番弁護士として、詐欺、公務執行妨害の罪で逮捕された被疑者と初回接見することになったという事例である。修習生には、被疑者名や拘束場所等の連絡事項が記載された当番弁護士センター配点連絡票のみ配布した上で、模擬接見、グループ討論及び講評を実施し、初回接見の重要性や初回接見後の弁護活動等を学ばせた。

ウ 事例 2

被告人が、利用していたマッサージ店の店長から二度と店に来ないように言われたことなどに立腹し、営業中の店内において自己のラジオを床に投げつけた上、同ラジオを蹴飛ばして壁に掛けられた鏡を割るなどして、威力業務妨害、器物損壊の罪で公訴提起されたという事例である。

被告人は胃潰瘍を患っており、また、高齢で寝たきりの母を介護しなければならない等の事情が存在する。

修習生には、保釈請求書に記載すべき事項等をあらかじめ検討させ、質疑応答を交えて解説を行った。

(2) 問題研究 2

少年 3 名が、共謀の上、スーパーにおいて缶チューハイ 10 点等を窃取したとして逮捕されたという事例について、少年役、模擬面会担当者を修習生の中から選定させ、模擬面会を実施した。そして、観護措置回避に向けた弁護人の準備活動や、要保護性解消のための付添人活動等について、模擬面会で聴取した事項に基づきグループ討論を行わせた。

講評においては、刑事裁判教官及び検察教官の参加を得て、観護措置決定や審判に関する実務上の運用等について、幅広い視点から解説を行った。

IV 刑事共通

1 刑事共通演習1及び2

(1) 指導目標

刑事共通演習は、争点整理演習（演習1 450分）とそれを踏まえた証人尋問演習（演習2 250分）との二つの場面で構成される。

争点整理演習は、公判前整理手続を念頭に置き、具体的な事例を題材として、適切に争点及び証拠を整理し、審理計画を策定するために、裁判官、検察官及び弁護人は、それぞれどのような観点から、どのような活動をすることが必要とされるのかについて、基本的な理解を得させることを目標とした。とりわけ、修習生に争点整理における当事者の果たすべき役割の重要性を認識させることを大きな目標の一つとした。

証人尋問演習は、争点整理の結果を踏まえて証人尋問や被告人質問を実演させ、争点に絞ったわかりやすい尋問の在り方を理解させることを目標とした。

なお、刑事共通カリキュラムとして争点整理を正面から取り上げるようになったのは平成20年度からであり、その後、演習の時間枠を拡大して今日に至っているが、このカリキュラムは、法曹に共通として必要とされる能力を修習生に修得させることはもとより、裁判員裁判を中核とするこれからの刑事裁判を担っていく修習生に対し、争点整理の重要性を認識させるとともに、的確に争点整理を行う上で必要な視点を提供するという点からも、今後、ますます重要度を増していくと思われる。

(2) 実施内容

刑事裁判問題研究1で使用した有印私文書偽造、同行使、偽造有印公文書行使、詐欺未遂被告事件の刑事争点整理教材（本冊）、同（別冊）を題材として、共謀の成否について、争点整理を行い、かつ、争点整理を踏まえた証人尋問と被告人質問の演習を行った。

本冊は、起訴状及び刑訴法316条の14により検察官請求証拠として弁護人に開示された証拠で、別冊は、検察官の手持ち証拠として後日弁護人に開示されたものでそれぞれ構成されている。なお、今回の演習では、裁判官役を含め、全修習生に本冊及び別冊を配布して演習を実施した。

ア 課題等

修習生を裁判官、検察官及び弁護人のグループに分けて、事前に刑事争点整理教材のほか、証明予定事実記載書及び証拠等関係カード（検察官請求分）などの資料を配布し、各自に争点整理の検討・準備を行わせた。特に、グループ内での事前検討や書面の提出などは求めている。

イ 実施方法

争点整理演習は、450分を三つの場面に分けた上、最初の場面と次の場面でいずれも共謀の成否につき、当事者間に争いのある事実関係を洗い出し、個々の事実の位置づけについての争点整理を行い、最後の場面で最終的な争点のまとめと証拠の採否などを行った。それぞれの場面で、各グループの代表チームが実演

による争点整理手続を行ったが、それに先立って、実演を担当するチームを中心に、グループごとに全員による作戦会議を行わせ、各グループ内で実演に向けた対処方針についての共通認識を持たせた。実演は、この作戦会議の方針にのっとり行われた。最初の実演と最終の実演終了後の二度にわたって、刑事裁判、検察及び刑事弁護の刑事系三教官が、それぞれの立場から、争点整理の方法や結果について問題点を指摘するなどして講評を行った。

証人尋問演習は、争点整理演習の結果を踏まえて尋問事項を検討し、各グループの代表チームが重要証人に対する尋問と被告人質問を実演し、実演終了後、刑事系三教官が、分かりやすく、かつ、効率的な尋問の在り方という観点から問題点を指摘するなどの講評を行った。

2 刑事共通問題研究

(1) 指導目標

具体的な事例を題材として、情状に関する充実した審理を実現するため、裁判官、検察官及び弁護人がどのような点に留意しながら活動又は判断することが必要とされるのかについて、修習生に基本的な理解を得させることを目標とした。

(2) 実施内容

強盗致傷被告事件について、具体的な事案を記載した書面、弁護人が接見時に被告人から聴取した事項のメモ、量刑分布表1及び2（即日回収）を配布して演習を実施した。

修習生を裁判官、検察官及び弁護人の3グループに分けて、裁判官グループには上記事案において量刑上最も重要な事情を、検察官グループには検察官としての情状に関する捜査の在り方のほか、公判における立証上の留意点等を、弁護人グループには犯情についての主張立証のほか、被害者との関係や被告人の更生という観点からの弁護の在り方等をそれぞれのグループごとに検討させ、レポートを提出させるとともに、これに基づいて発表を行わせた上、刑事系三教官から講評を行った。

第3 その他の共通科目等

I 全科目共通

特別講演「国際人権法の理論と実践」

講師 弁護士（第一東京弁護士会）

氏

国際人権については、国際人権の重要性に鑑み、全科目共通特別講義という形式で国際人権全般にわたって講演を行っている。

現行第65期後期修習及び新第65期（B班）集合修習においても、同様の趣旨に基づき、講師が、国際人権が全科目共通講義となっている理由や、国際人権法の国内的・国際的実施等について講演を行った。

II 弁護共通

演習「弁護士倫理」

民事・刑事各分野の弁護士活動における弁護士倫理の重要性に鑑み、民事弁護に関する設例、刑事弁護に関する設例をあらかじめ検討させ、民事弁護及び刑事弁護両教官において、各設例について討論及び解説を行うとともに、弁護士懲戒制度についても講義した。

平成23年7月期(現行第65期)司法修習生
後期修習日程予定表

平成23年11月期(新第65期)司法修習生
B班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)			
15	月	刑弁問題研究2 (少年)	刑裁起案1講評		12	月	弁共演習	刑裁起案2講評				
-16	火	全共特別講義	刑弁起案1講評		13	火	民裁演習(争点整理)	民弁起案2講評				
17	水	刑共問題研究(情状)	民共演習1(口頭弁論期日)		14	水	民裁演習(争点整理)					
18	木	刑裁問題研究1 (証拠開示)	民弁講義1(保全・執行)		15	木	民裁講義2	刑裁講義2	検察講義2	民弁講義2	刑弁講義2	自由研究
19	金	民弁講義1 (保全・執行)	検察起案1講評		16	金	自由研究日					
22	月	刑弁起案2(即日)			19	月	考試					
23	火	民裁起案1講評			20	火	考試					
24	水	検察起案2(即日)			21	水	考試					
25	木	民裁起案2(即日)			22	木	考試					
26	金	民共演習2(弁論準備期日)		民共問題研究(和解)	23	金	勤労感謝の日					
29	月	刑裁問題研究2 (DNA)	民弁起案1講評		26	月	考試					
30	火	刑裁起案2(即日)			30	火	刑裁起案2(即日)					
31	水	民弁起案2(即日)			31	水	民弁起案2(即日)					
11/1	木	民共演習3準備	刑共演習		11/1	木	刑共演習					
2	金	刑共演習			2	金	刑共演習					
5	月	刑共演習	検察問題研究 (被害者)		5	月	刑共演習		検察問題研究 (被害者)			
6	火	民共演習3(交互尋問)			6	火	民共演習3(交互尋問)					
7	水	民共講義(契約)	刑弁起案2講評		7	水	民共講義(契約)	刑弁起案2講評				
8	木	民共演習4(講評)	検察起案2講評		8	木	民共演習4(講評)	検察起案2講評				
9	金	民裁起案2講評			9	金	民裁起案2講評					
9/27	木	民裁講義1	刑裁講義1	刑弁講義1	9/27	木	民裁講義1	刑裁講義1	刑弁講義1			
28	金	民弁問題研究1			28	金	民弁問題研究1					
10/1	月	検察講義1	刑弁問題研究1 (令状)		10/1	月	検察講義1	刑弁問題研究1 (令状)				
2	火	刑裁起案1(即日)			2	火	刑裁起案1(即日)					
3	水	検察起案1(即日)			3	水	検察起案1(即日)					
4	木	刑弁起案1(即日)			4	木	刑弁起案1(即日)					
5	金	民裁問題研究1			5	金	民裁問題研究1					
8	月	体育の日			8	月	体育の日					
9	火	民裁問題研究2	民弁演習(立証)		9	火	民裁問題研究2	民弁演習(立証)				
10	水	民裁起案1(即日)			10	水	民裁起案1(即日)					
11	木	民共演習1準備	民弁問題研究2		11	木	民共演習1準備	民弁問題研究2				
12	金	民弁起案1(即日)			12	金	民弁起案1(即日)					

凡例

民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通
刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通
民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通
刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通
	(即日)・・・即日起案